

大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員懲戒規程

平成16年 4月 1日

自機規程第40号

最終改正 令和 5年 3月23日

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員就業規則（平成16年通則第2号。以下「就業規則」という。）第40条の規定に基づき、就業規則第3条の規定により就業規則が適用される職員（以下「職員」という。）の懲戒に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(懲戒の原則)

第2条 懲戒処分は、就業規則第40条第1項各号に掲げる事由（以下「懲戒事由」という。）に該当する行為でなければ、これを行うことはできない。懲戒事由が設けられる以前に行った行為に対しても同様とする。

2 懲戒処分は、同一の行為に対して、重ねて行うことはできない。

3 懲戒処分は、同じ程度に違反した行為に対して、就業規則第41条各号に掲げる懲戒の種類、程度が異なってはならない。

(懲戒処分の量定)

第3条 懲戒処分の量定（以下「量定」という。）に当たっては、次に掲げる事項を総合的に考慮の上、決定するものとする。

一 非違行為の動機、態様及び結果

二 故意又は過失の程度

三 非違行為を行った職員の職責及びその職責と非違行為との関係

四 他の職員及び社会に与える影響

五 過去の非違行為の有無

六 日頃の勤務態度や非違行為後の対応

2 量定については、別に定める「懲戒処分標準例」による。ただし、個別の事案の内容によっては、懲戒処分標準例に掲げる量定以外とする場合もあるものとする。

3 懲戒処分標準例に掲げられていない非違行為に関する量定は、懲戒処分標準例に掲げる取扱いを参考として判断する。

(審査の申立て等)

第4条 国立天文台長、核融合科学研究所長、基礎生物学研究所長、生理学研究所長、分子科学研究所長、岡崎共通研究施設の担当責任所長、アストロバイオロジーセンター長、生命創成探究センター長、事務局長、共創戦略統括本部長及び岡崎統合事務

センター長（以下「機関の長等」という。）は、所属する職員に係る審査事案が発生したときは、速やかに事実関係を調査し、その結果、処分の検討が必要と認めたときは、機構長に対して審査申立てを行うものとする。

2 機構長は、審査申立てがあったときは、懲戒審査委員会に附議するものとする。

3 機構長は、審査申立てがなかった場合でも、処分の検討が必要と認めたときは、懲戒審査委員会に附議できるものとする。

4 機構長は、研究教育職員に係る懲戒処分を行う場合は、あらかじめ教育研究評議会に諮るものとする。

5 懲戒審査委員会の組織運営等に関し必要な事項は、別に定める。

（懲戒処分書及び審査決定書の交付）

第5条 懲戒処分は、職員に懲戒処分書及び審査決定書を交付して行わなければならない。

（懲戒処分の効力）

第6条 懲戒処分の効力は、懲戒処分書及び審査決定書を職員に交付したときに発生するものとする。

2 前項の文書の交付は、これを受けるべき職員の所在を知ることができない場合においては、その内容を官報に掲載することをもってこれに替えるものとし、掲載された日から2週間を経過したときに文書の交付があったものとみなす。

（審査決定の通知等）

第7条 機構は、懲戒処分を決定した場合は、被処分者が所属する機関の長等へ懲戒処分書及び審査決定書の写しを交付しなければならない。

2 懲戒処分を行ったときは、原則として公表する。

（補則）

第8条 この規程に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は、機構が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年1月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 23 日）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。